

工事成績採点表の審査項目別運用表

担当係長(監督員)

審査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	維持工事 修繕工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	[評価対象項目] <input type="checkbox"/> 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 <input type="checkbox"/> 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由：			<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
			●判断基準 ※該当項目が6項目以上……a ※該当項目が4項目以上……b ※該当項目が3項目以下……c	注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。			

※河床掘削工事の場合は、下記の評価対象項目を参考として工事内容に即した項目を追加して評価を行う。

【評価対象項目】

- ・工事中の汚水、濁水の発生を低減に努めていることが写真等で確認できる。
- ・動植物の生育・育成場である多様な水際線、河床等の保全・創造に努めている。
- ・既設構造物への影響や上下流との取合せに配慮した施工がなされている。
- ・掘削土の根株処理や水切りを行い、適切な搬出に努めている。
- ・工事箇所周辺の河川に関する自然環境を把握し環境に配慮した施工に努めている。
- ・土砂処分における運搬途中で漏出が無いように施工されている。
- ・着工前の各断面写真等が整理され、断面確認ができる。
- ・掘削断面に漏掘りが少なく設計図面通りに仕上げられている。

工事成績採点表の審査項目別運用表

担当係長(監督員)

審査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	維持工事 修繕工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	[評価対象項目] <input type="checkbox"/> 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 <input type="checkbox"/> 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由：			<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
			●判断基準 ※該当項目が6項目以上……a ※該当項目が4項目以上……b ※該当項目が3項目以下……c	注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。			

工事成績採点表の審査項目別運用表

(担当課長)

審査項目	細 別	a		b		c		
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない		
6. 社会性等	1. 地域への貢献等	<input type="checkbox"/> 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 <input type="checkbox"/> 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 <input type="checkbox"/> 県産品使用率が100%であった。 <hr/> <input type="checkbox"/> その他(理由: _____)						
		●判断基準 該当項目数8 a 該当項目数6以上8未満 a' 該当項目数4以上6未満 b 該当項目数2以上4未満 b' 該当項目数2未満 c ※ 上記評価がa'~cの場合で、全ての下請業者が県内業者であった又は元請業者が県内業者で工事の全てを自ら施工した場合、下記の欄をチェックし、地域への貢献等の評価を1ランク上げる。 <input type="checkbox"/> 全ての下請業者が県内業者であった又は元請業者が県内業者で工事の全てを自ら施工した。						

※1. 地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。
 ※2. 県内業者の下請に関する評価において、県内業者が施工できない特殊工種は評価の対象外とし、それ以外の工種で評価する。

工事成績採点表の審査項目別運用表

(担当課長)

審査項目	細 別	a		b		c		
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない		
6. 社会性等	1. 地域への貢献等	<input type="checkbox"/> 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 <input type="checkbox"/> 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 <input type="checkbox"/> 県産品使用率が100%であった。 <input type="checkbox"/> 県内の元請業者が工事の全てを施工していた。 <input type="checkbox"/> 下請業者が全て県内業者であった。 <input type="checkbox"/> その他(理由: _____)						
		●判断基準 該当項目数7以上 a 該当項目数5以上7未満 a' 該当項目数3以上5未満 b 該当項目数1以上3未満 b' 該当項目なし c						

※1. 地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。
 ※2. 県内業者の下請に関する評価において、県内業者が施工できない特殊工種は評価の対象外とし、それ以外の工種で評価する。

工事成績採点表の審査項目別運用表

(担当課長)

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																				
7. 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上</td> <td>-20点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満</td> <td>-15点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満</td> <td>-13点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>-10点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5. 文書注意 (指示処分(建設業法第28条第1項)等)</td> <td>-8点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6. 口頭注意 (指導(建設業法第41条第項)、是正勧告等)</td> <td>-5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7. 安全管理が不適切であったことから工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件も減点の対象とする。ただし、もらい事故や交通事故は含まない。)</td> <td>-3点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8. その他 (理由:)</td> <td>- 点</td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	点数	<input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上	-20点	<input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満	-15点	<input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満	-13点	<input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-10点	<input type="checkbox"/> 5. 文書注意 (指示処分(建設業法第28条第1項)等)	-8点	<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意 (指導(建設業法第41条第項)、是正勧告等)	-5点	<input type="checkbox"/> 7. 安全管理が不適切であったことから工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件も減点の対象とする。ただし、もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点	<input type="checkbox"/> 8. その他 (理由:)	- 点	<input type="checkbox"/> 該当項目なし	<p>※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。(他工事現場での違反は評価しない。)</p> <p>※竣工検査当日までの処分内容で評価する。ただし、評定を修正する場合を除く。</p>
措置内容	点数																				
<input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上	-20点																				
<input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満	-15点																				
<input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満	-13点																				
<input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-10点																				
<input type="checkbox"/> 5. 文書注意 (指示処分(建設業法第28条第1項)等)	-8点																				
<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意 (指導(建設業法第41条第項)、是正勧告等)	-5点																				
<input type="checkbox"/> 7. 安全管理が不適切であったことから工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件も減点の対象とする。ただし、もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点																				
<input type="checkbox"/> 8. その他 (理由:)	- 点																				
<p>① 本審査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び当該施工にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。</p> <p>④ 総合評価方式における技術提案等が、受注者の責により履行されなかった場合は、「8. その他」の項目で減する措置を行う。(任意点数)</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈賄などにより逮捕又は告訴された。 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減しているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 15. 現場内事故報告義務違反等の契約約款、仕様書等に違反する事実が判明した。 16. 総合評価方式における技術提案等が受注者の責により履行されなかった。 17. 受注者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した。(発注者が特別の事情を有しないと認めた場合、又は特別の事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかった場合) 																					

工事成績採点表の審査項目別運用表

(担当課長)

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																				
7. 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上</td> <td>-20点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満</td> <td>-15点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満</td> <td>-13点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>-10点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5. 文書注意</td> <td>-8点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6. 口頭注意</td> <td>-5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7. _____ 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件も減点の対象とする。ただし、もらい事故や交通事故は含まない。)</td> <td>-3点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8. その他 (理由:)</td> <td>- 点</td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	点数	<input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上	-20点	<input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満	-15点	<input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満	-13点	<input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-10点	<input type="checkbox"/> 5. 文書注意	-8点	<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意	-5点	<input type="checkbox"/> 7. _____ 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件も減点の対象とする。ただし、もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点	<input type="checkbox"/> 8. その他 (理由:)	- 点	<input type="checkbox"/> 該当項目なし	<p>※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。(他工事現場での違反は評価しない。)</p> <p>※竣工検査当日までの処分内容で評価する。ただし、評定を修正する場合を除く。</p>
措置内容	点数																				
<input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上	-20点																				
<input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満	-15点																				
<input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満	-13点																				
<input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-10点																				
<input type="checkbox"/> 5. 文書注意	-8点																				
<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意	-5点																				
<input type="checkbox"/> 7. _____ 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件も減点の対象とする。ただし、もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点																				
<input type="checkbox"/> 8. その他 (理由:)	- 点																				
<p>① 本審査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び当該施工にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。</p> <p>④ 総合評価方式における技術提案等が、受注者の責により履行されなかった場合は、「8. その他」の項目で減する措置を行う。(任意点数)</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈賄などにより逮捕又は告訴された。 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減しているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 15. 現場内事故報告義務違反等の契約約款、仕様書等に違反する事実が判明した。 16. 総合評価方式における技術提案等が受注者の責により履行されなかった。 17. 受注者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した。(発注者が特別の事情を有しないと認めた場合、又は特別の事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかった場合) 																					

工事成績採点表の審査項目別運用表

(検査員)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	維持工事 (清掃工、除草工、付属物工、除音、応急処理等)	<p>【評価対象項目】</p> <input type="checkbox"/> 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <p>●判断基準 ※ 該当項目が6項目以上…… a ※ 該当項目が5項目 …… a' ※ 該当項目が4項目 …… b ※ 該当項目が3項目 …… b' ※ 該当項目が2項目以下…… c</p> <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする</p>					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	修繕工事 (橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	<p>【評価対象項目】</p> <input type="checkbox"/> 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 理由： (例) 材料の加工・組立が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき欠陥がなく満足している。 <input type="checkbox"/> 理由： (例) 既設構造物の削孔およびチッピングについて、事前の調査及び施工が適切で設計図書に適合しており確認できる。 <input type="checkbox"/> 理由： (例) コンクリート、モルタル、樹脂、塗料等の施工が、設計図書に適合し施工状況が確認できる。 <input type="checkbox"/> 理由： (例) アンカーボルトの挿入及びボルトの締め付けが確実に施工され、引抜等の試験記録が保存され、長さが確認できる。 <p>●判断基準 ※ 該当項目が6項目以上…… a ※ 該当項目が5項目 …… a' ※ 該当項目が4項目 …… b ※ 該当項目が3項目 …… b' ※ 該当項目が2項目以下…… c</p> <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする</p>					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

※河床掘削工事の場合は、下記の評価対象項目を参考として工事内容に即した項目を追加して評価を行う。

【評価対象項目例】

- ・工事中の汚水、濁水の発生を低減に努めていることが写真等で確認できる。
- ・動植物の生育・育成場である多様な水際線、河床等の保全・創出に努めている。
- ・既設構造物への影響や上下流との取合に配慮した施工がなされている。
- ・掘削土の粗粒処理や水切りを行い、適切に搬出に努めている。
- ・工事箇所周辺の河川に囲まれる自然環境を把握し、環境に配慮した施工に努めている。
- ・土砂処分における運搬途中で漏出が無いよう施工されている。
- ・着工前の各断面写真等が整理され、断面確認ができる。
- ・掘削断面に過掘りが少なく設計図面通りに仕上げられている。

工事成績採点表の審査項目別運用表

(検査員)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	維持工事 (清掃工、除草工、付属物工、除音、応急処理等)	<p>【評価対象項目】</p> <input type="checkbox"/> 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <p>●判断基準 ※ 該当項目が6項目以上…… a ※ 該当項目が5項目 …… a' ※ 該当項目が4項目 …… b ※ 該当項目が3項目 …… b' ※ 該当項目が2項目以下…… c</p> <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする</p>					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	修繕工事 (橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	<p>【評価対象項目】</p> <input type="checkbox"/> 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 理由： (例) 材料の加工・組立が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき欠陥がなく満足している。 <input type="checkbox"/> 理由： (例) 既設構造物の削孔およびチッピングについて、事前の調査及び施工が適切で設計図書に適合しており確認できる。 <input type="checkbox"/> 理由： (例) コンクリート、モルタル、樹脂、塗料等の施工が、設計図書に適合し施工状況が確認できる。 <input type="checkbox"/> 理由： (例) アンカーボルトの挿入及びボルトの締め付けが確実に施工され、引抜等の試験記録が保存され、長さが確認できる。 <p>●判断基準 ※ 該当項目が6項目以上…… a ※ 該当項目が5項目 …… a' ※ 該当項目が4項目 …… b ※ 該当項目が3項目 …… b' ※ 該当項目が2項目以下…… c</p> <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする</p>					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

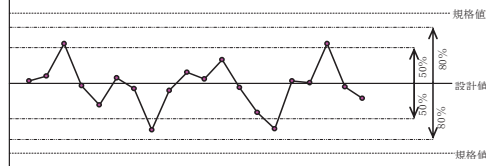
【留意事項】

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

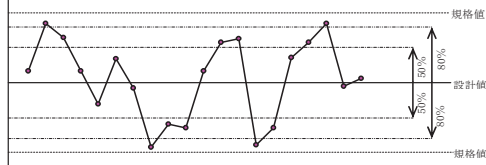
〔管理図の場合〕

(上・下限値がある場合)

①ばらつきが50%以下と判断できる例



②ばらつきが80%以下と判断できる例



(下限値のみの場合)

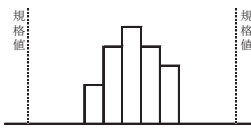


③ICT活用工事の例
出来形可否判定総括表の分布図や計測点の個数によりばらつきを判断
ばらつきが50%以下と判断できる例

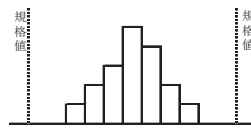
天端の ばらつき	規格値の±50% 以内のデータ数	1000
	規格値の±50% 以外のデータ数	997
法面の ばらつき	規格値の±50% 以内のデータ数	1700
	規格値の±50% 以外のデータ数	1369

〔度数表またはヒストグラムの場合〕

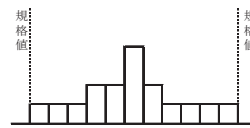
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 主たる工種で評定する。多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 評定は「合併工事」欄を活用する。

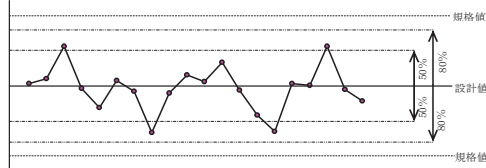
【留意事項】

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

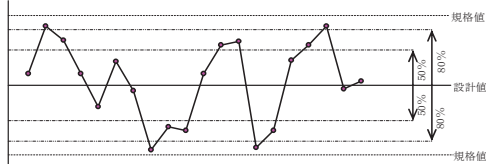
〔管理図の場合〕

(上・下限値がある場合)

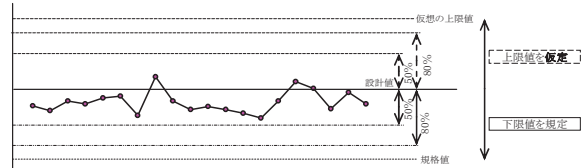
①ばらつきが50%以下と判断できる例



②ばらつきが80%以下と判断できる例

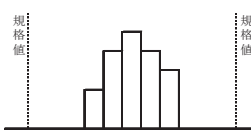


(下限値のみの場合)

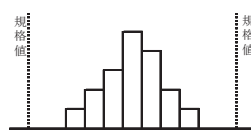


〔度数表またはヒストグラムの場合〕

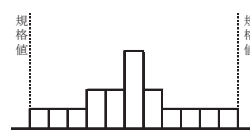
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 主たる工種で評定する。多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 評定は「合併工事」欄を活用する。